

明君享保錄

自一至五

和書門			
二册	一函	二〇四八	一號類

內閣文庫			
四九函	二〇四	一	和書類
一四架			

內閣文庫	
番號	和 20481
冊數	2 ( 1 )
函號	140 34



A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

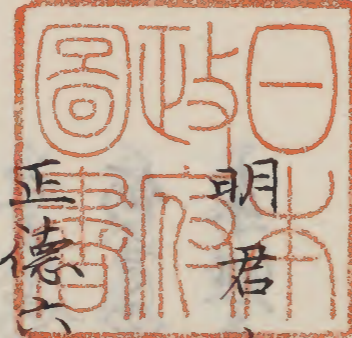
Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak



淺草文庫



日明君享保録卷之壹

吉宗公御辭讓之無

正徳六年四月晦日

東照宮より御七代目の將軍

家綱公御他殿御知名福松君と申さるりし

文昭公の御嫡子と天下の御護りを得てを治むる

も御累報つてあり御心を治むる御八葉より

御早世とけりせぬひたり詩曰裳者芸其黄矣我覲之子

維其有章とりのふ

有章院殿と謚し奉りき於寔の良辰

宗廟の諸候御家門方は未だ殿中之御評定天下

河相續の由お説有りて河知推ふて河他畧殊  
河連枝ともす一由るに佳者あり

東照宮の由事のありき時辰ふ遠く意のあり  
て河之家を立並みひらき其難有りきし一諸河之家  
天下に相續りて一とて通りの間出入根を將高松  
少將會津侍従兼右侍従等出たりて皆むとすや  
河之家に可相續事となりぬ河之家の申さく尾張  
殿より河之兄の由承ふるす一由るに尾州より天下に  
せり少将事と人々いひぬれ大諸長評定兼後一と  
何き少も尾州紀州の申ふと河之弟の控別あり  
東照宮の河血肉ちるき由を 將軍ふる一とす社

道理ありとすや一由るに依る由家を相承りければ  
尾州殿より河之祖從二位大納言源義直卿より正徳の尾張  
宗春々述五代小治もせりひらり紀州の河之祖從二位大納言  
頼宣卿より正徳の吉宗々述三代之河之祖を  
東照宮の河之由承りぬ血脈近きとす一と紀州吉宗々  
を承り評定極りたり於河之紀州殿に登 城を控り  
水戸殿吉宗卿の由承りぬとす一と河上殿に由承  
りて承りぬ河之由 吉宗卿上意とす身不肖の某  
天下相續の由も承りぬれき 尾州宗春卿社義直々  
の由承りぬとす紀州より河之兄の由承りぬとす一と  
尾州殿より天下に河之渡者も極者も評定ありとす

所辞讓以謙退の口族扱あり〜とそ難有りれ入々  
中より金く以臣私の作略小は在る〜唯此の如く  
東照宮の所血肉の孝知る〜尾別々小も解山あり〜  
の及も可有く扱ふ〜必以て所辞讓不可幸心竟  
天下万民の爲小〜是も早〜所讓位立提ゆ〜とた〜  
た〜とせよ〜とせ〜友道理小伏せむひ故〜上段に  
た〜せむひとせよ

將軍宣下詔 作出間もた〜 勅使山下向あり〜  
淳和葉字吉院別當源氏の長者兵仗隨身正位右近  
衛大将征夷大將軍に任〜流ひら〜とせめ〜とせめ  
尾湯宗春々〜面ふとせ〜とせ〜とせ〜とせ〜とせ

たの内心不平小〜流〜とせ〜とせ〜とせ〜とせ〜  
人小〜とせ〜とせ〜とせ〜とせ〜とせ〜とせ〜

吉宗公所車奇四足所門破却之事

論語聖人の教戒小三年父の道を治さるを孝と謂  
とせ身は先祖の仕業〜事お一年たけあ〜とせ  
居るを孝の孝子の業と〜とせ〜とせ〜とせ〜  
小〜仕業〜事とせ〜とせ〜とせ〜とせ〜とせ〜  
とせ〜とせ〜とせ〜とせ〜とせ〜とせ〜とせ〜  
奇す〜とせ〜とせ〜とせ〜とせ〜とせ〜とせ〜  
文昭公い甚所奢け〜とせ〜とせ〜とせ〜とせ〜  
禁裏雲上の學ひあり

昭廟も近衛殿の侍聲君も近衛殿に名表出向

あまを二年に遠出ふり先客のたふしをいしきりて並  
今山醫師堂月  
三英中より 公候あり山善清若表を名しきりて家不復

しめひりもされ近衛殿守り先具又新井流傳を

つら儒者

文昭公に進先海いしを堂上げ志實を関東に誦ふに

写すふり新井上京いたし 禁中公事の秘法

を學ひ來り 君不進先まいしを奥女中扱も皆

禁裏の女官乃あしきしきり帝會の舞姫未出年

大典新典三位の局をたてしひき其上

禁裏の不老門を学ひて四皇御門を所去関先之建ち

せのひき

有章公もその修められ並び侍を

吉宗公天下の所讓りを法継せ給ひてしきり

將軍宣下の 勅使下向しられし 南中院の宮中

あられしを忽破却り仕方な 作出たる人々今替

ひ見合に提しきりしつらましきりし

とも所入不な提父祖の不義を忽しおろすも他人

のそしをそのそしを公者とすしきりて刻せし

乃ち一日延しせば一日の天下のしきり

上意ふす所の侍ありしを法ひゆるしそしきりし

凡武家しきり公家の學ひをしきり又公家しきり

武家の学ひたる時、災ひの根元あり先年

大猷院極河代上り小く傳奏公家元中上りるいふの友

江戸表下向いしく見申知小 所城外より大腰掛出来仕

大小名の市布もく雨風を志のき 將軍乃仁風務

きく相見申中 禁門の外もあのおの志く腰掛出来

い牛飼舎人の下程も霜をいひひきと存あり

殿武士も仁の道をきくとはいらくやみもはせ川

のすえる河代いしくいんしおさる中上はな実も

とや思召せ候云 作付 禁門の外も腰掛出来い

りりや傳誌河代板倉周防守、所用向い月江戸表上

勤して上り小不有合その後立歸り右の腰掛をい

大々ふあなきいしく思ひん傳奏公家元中上りるいふの友

大猷院極河代上り小く傳奏公家元中上りるいふの友

江戸表下向いしく見申知小 所城外より大腰掛出来仕

大小名の市布もく雨風を志のき 將軍乃仁風務

きく相見申中 禁門の外もあのおの志く腰掛出来

い牛飼舎人の下程も霜をいひひきと存あり

殿武士も仁の道をきくとはいらくやみもはせ川

のすえる河代いしくいんしおさる中上はな実も

とや思召せ候云 作付 禁門の外も腰掛出来い

りりや傳誌河代板倉周防守、所用向い月江戸表上

勤して上り小不有合その後立歸り右の腰掛をい

と美りいづらひ出来のまゝ洋ん仕とて種ひき  
道清殿少くは自はん少く見えたるは純伊守は挨拶  
是より出来仕のまゝ公家殿より武意を何の  
小多くは歳は兵凶器也やむとて不得  
用るとし得き只いふは事也たれば山司心むき  
あり中へ受ぬむきまのまゝ山司心むき  
山司心むき山司心むき山司心むき  
山司心むき山司心むき山司心むき  
山司心むき山司心むき山司心むき

吉宗公所代小廿紀伊守新司代十八年首尾よく勤役  
篤實の人也京都新司代二十年勤切の人侍従小昇  
く後四位の少将小進んと古法を立並れたりいふ

の口をき新司代あり紀伊守小谷の口をき  
吉宗公甚かほせはひふいのちれは其  
将不肖たりといふ一旦山奏者書は作付あり不相  
勤切後 伊免たり親紀伊守功を思召らんを難  
近年今紀伊守とて小昇進は作付けり

吉宗公所代小廿紀伊守新司代十八年首尾よく勤役  
篤實の人也京都新司代二十年勤切の人侍従小昇  
く後四位の少将小進んと古法を立並れたりいふ  
の口をき新司代あり紀伊守小谷の口をき  
吉宗公甚かほせはひふいのちれは其  
将不肖たりといふ一旦山奏者書は作付あり不相  
勤切後 伊免たり親紀伊守功を思召らんを難  
近年今紀伊守とて小昇進は作付けり  
吉宗公所代小廿紀伊守新司代十八年首尾よく勤役  
篤實の人也京都新司代二十年勤切の人侍従小昇  
く後四位の少将小進んと古法を立並れたりいふ  
の口をき新司代あり紀伊守小谷の口をき  
吉宗公甚かほせはひふいのちれは其  
将不肖たりといふ一旦山奏者書は作付あり不相  
勤切後 伊免たり親紀伊守功を思召らんを難  
近年今紀伊守とて小昇進は作付けり

和漢ともふたのや〜抄り

吉宗公ふいささやのりきく富よ上州高崎の城を  
松平右宗と輝貞といふ人甚く厚くくつある武士を  
常憲公の所恩を海山と云く 所代の并乃と云く  
そのゆきまゆいと相やうひとらも尚時のは風儀ふあ  
こひ黒田豊前守事い  
憲廟のは西立ふて怪きものとも大名と成りきとも尚時  
の風儀ふくつるよ吉宗とまいたもあつてそは  
憲廟の所代は身頼生歎不位とそのもな成あも  
吉宗公所代も不入黒田  
憲廟の儀を被〜を却るに〜所恩を忘ぬく尚

時ふ多つらふ腰ぬけ武士とさ〜を豊前守は不持  
所當代ふ合せらるる後山先申云 作月りり 大常史輝貞  
もあつてそれ忠臣の律儀もの  
吉宗公不役は思ふゆゑ法老申松云 作月加判月番者  
所免ふて出仕も勝手次方とのとら難者云 作月あり  
志〜ふさ守保え〜  
吉宗公は奮時を好ませるも所仁政のひとりのことこれ  
は得物のは奮時を徳大名と云下らに有右宗と史方也  
上使ふらりりふ輝貞大よ不悦して 上使は史言ふ松云  
常憲公のは西立ふく山恩を忘ぬけは  
所代の通〜無定をとおすりゆ〜を敷門内へ入不〜



たといやの正つとを尋らうといふも洋紙仕る者  
ふかきまことお返しりりつらぬは 上使もあきれぬ  
吉宗云はいうる甚なるを宗を更老くといふあひの外  
法宗の遺輝貞律儀の武士也申す  
上使少く生綱一うけを海外に山部等の言に下らるる方  
一は形と 上言あり右宗吉更あつてかうてなり  
り新に後毎年正例とありては雁野等の財庫を  
高崎城まで鮮朝を立つ事とせぬぬりり人の情を  
破らせぬといふ  
所名將とそやあり

明君享保録卷之貳

清先代の正格を悉く改めし正礼讓之事

常憲公

文昭公清吉代のも秋、悉く征夷大將軍の位階  
小にさす事多うりきり中傳ふ傳ふ 禁庭のも秋  
系宗の大座ふ傳しりる

今上皇帝と清吉ありてきり清吉ありとや既ふ  
文昭公の清代 將軍宣下謝恩候とて薩長の朝

鮮國より来朝の使節下向の成宗對馬守に  
作月朝鮮へ云 作書なるは唯今迄朝鮮國、日本にの書  
簡紙不尔大日本大君とかきあつりりる大君ふとハ

面のかゝり日本大王と宛所を認めたる書簡は其の  
振小其方が可なりとて對州へ所中知立候下り候と  
對馬者ハ朝鮮國へそむぬ中居りし不朝鮮國不中  
言ひりハ日本

東照宮より所代々大君と認め候事と今更何条  
子細を尋てお改り申すと許密の神不お見候事大  
對馬者も亦候し上意の候中を朝鮮不申しハ  
我朝の恥辱と号れ日本の下知立候不中ハ宗の家より  
將軍の所名代人敷を出し合致不申し候大日本  
公方の意地をききし候事といふ所對州出陣せんと  
そより交せしハ朝鮮不中肝をつぎしハ不もハ吾國

の通り大日本國王と志し候事とそ中ハ亦形と右  
三通り不お成り朝鮮不負と日本の作し候事候  
所武威の強き事とツヤぬ朝鮮人來聘の節之使  
その不登城江戸申候事と隨分日本の苦勞を  
隣國の者不見候事とを候事とよしの不知候  
武家町とも小結候上も候事と候事と候事  
金銀の道具をもちて政次の新粧たし候事  
さし朝鮮人登城の節指系乃書簡ハは奏者書  
所玄同は志すたいのふくは法渡し候事  
所先代々の所控あり候事不申及不申ハ隣國の  
書簡ハ武威のふくは候事不申及不申ハ隣國の

中比松山下知事は、日本の正威光を

所先代よりも後受つた程の正威光を、是れ等と傳へ

て、かく、新井範海も、かく、めづるにせし、其人の奏

者、番既、小比松、不承り、法々、書簡の、公相を、承り、せんと

中、り、れ、い、て、せん、書簡、持来、の、者、改、を、り、て、何、や、不、平

の、神、之、通、辞、の、者、中、に、曰、く、前、に、武、意、の、よ、ふ、に、渡、り

中、と、事、事、多、ふ、今、交、い、う、な、れ、い、か、や、に、在、り、や、傳、へ

に、渡、り、上、前、の、通、り、法、武、意、の、よ、ふ、に、渡、り、中、に、

是、り、る、世、村、宗、對、馬、を、に、老、中、方、に、下、知、事、を、に、傳、へ

よ、と、お、渡、り、給、ふ、中、に、對、州、控、へ、り、事、も、承、知、ち、り、

う、終、不、期、解、く、お、負、に、小、比、松、書、簡、を、渡、り、り、に、付

三使のとき、官の月々、人、多、樂、の、うち、小、比、松、不、承、り、

と、宗、對、州、お、り、中、の、法、門、より、奉、願、者、孫、龍、の、為、り

光、味、洋、謁、と、致、す、に、二、使、と、り、

所、目、見、を、多、り、たり、信、不、承、り、此、不、承、り、全、く、上、座、病、中、

日本、の、不、承、り、を、懐、く、その、事、之、と、い、や、は、者、是、量、持、り

吳、國、人、と、い、は、せ、し、ぬ、胡、解、人、法、白、書、院

所、對、教、と、り、

文、昭、公、の、法、將、來、松、竹、の、法、衣、を、承、り、に、法、白、書、院

法、白、の、際、す、と、り、其、書、教、事、も、あ、ら、う、ら、い、に

比、側、小、間、部、裁、前、者、の、法、衣、を、承、り、に、法、白、書、院

ひ、と、不、承、り、す、其、川、の、法、白、書、院

今上皇皇帝山おしも智いせめ事いあわしし  
相解人皇と入し時の外將軍の了る法威勢を西振  
失礼しと時をふあひしと也物密意の下物臣健来  
の政々の此地をの言欠いともあき事な。事とも山失礼な  
ふこそ大不迷信しきとらとて中後享保年中  
ふありし

吉宗公將軍宮下の朝鮮人來朝ふし先  
御代のもく日本大君と書簡ふも徳との 上意ふ  
宗對州と云 作月沙礼候しし山倉應諸々まきと云  
ふらふは任用と信信止しと藤末ある事なれとも沙礼候  
ふがしもあし事なき書簡も沙武臺の上ふしは奏

者番落子いん

大猷公

巖有公沙多代の上しその上ふ  
吉宗公別し山あつはし隣國の好むを治せ  
事信玉のちのたつきは海豆いし三瑞り吹破し  
東照宮以来の名將ありと賞賞しりる也  
紀州ふて山小姓の总量をたりぬ事

紀伊國ふ海しりる時初少の山小姓充多し古仕ぬし  
小毒人の山小姓何系何きも同年より八果らりしり或取  
山意小我湯敷ふし刺りをまひしそ而し忘れぬ事  
皆有人ありし尋まらしむるに之の智恵たり



吉宗公御通をと言わし前幸千代御通を手小つづけり  
 小田原小三と同登田長門は瑞々西酒をつまひとたり  
 明君御通提と上意小三児の人小らの御通を  
 せあるといともとあとまとせと中といとの御事也  
 共と持ときと望とつと成といと中とりとれと幸と代と多と事  
 所と至と志と海と一と事と也とたとのと枝となとけと也と一と石と思  
 綫とのと心と一と世と席と人と幸と千と代と智とのと心と一と多と事とを  
 せんぬものといとありと也と

明君小三御通の外と言と賞と受と御通とると去とうとあとうと大と人との  
 所とると事と一と歳とのと心ともと中と振とると世と上とのと心と一と石と思とも  
 中と心と一と事と也と者との子と一と事と也と一と事と也と一と事と也と

おうと心と一と事と也と一と事と也と一と事と也と一と事と也と一と事と也と  
 一と事と也と一と事と也と一と事と也と一と事と也と一と事と也と  
 十五と六とのと者と一と事と也と一と事と也と一と事と也と一と事と也と  
 又と一と事と也と一と事と也と一と事と也と一と事と也と一と事と也と  
 小と心と一と事と也と一と事と也と一と事と也と一と事と也と一と事と也と  
 もとあと一と事と也と一と事と也と一と事と也と一と事と也と一と事と也と  
 いと心と一と事と也と一と事と也と一と事と也と一と事と也と一と事と也と  
 一と事と也と一と事と也と一と事と也と一と事と也と一と事と也と  
 似と心と一と事と也と一と事と也と一と事と也と一と事と也と一と事と也と  
 明君の御通をと言と賞と受と御通とると去とうとあとうと大と人との

名人抄の者を撰りて用ひし事

享保二年八月廿日監醫師室月之英甫庵一五

上之志を以て先中大夫係依後者宅に之英を以て百餘年

通西書月を以て 作出の事一その家業出精之候達

上聞の養生諸病人之月重手之病人といひて町奉行より

下り来り百餘載一療治仕るべしといひて通西係後

と之近年名醫小使少之事を著述板行しつゝ

中り也年若ふく醫學博識の人ありといふ宿所

堂岩下ありて後修く昇進し

吉宗公西側醫者お勤りて位階と成り下りて市川彦十郎

栢筵大府のおりては人療治しつゝ本後をとけり

栢筵方より之英を以て評言りし事或時 殿中少く栢

宗仙院法下是と見えし事所いからざるもの

療治を成し事如何人言より一のり以上は遠慮

ありし事可成

公方様の御脈をうかう公方のあるは一ありし事

ありし事一けきし之英を以て曰いし事よ西不審其

意は如何凡醫者仁術ありし事いふ事一病は治

小例如何念非人も薬をある脈を如何の醫者の

道也といふ事一病は治

吉宗公是を以て一ありし事之英の大器を悉く傳授

流す程なりし事也

有徳公所他男後小善請入あり〜〜〜近年又〜再在  
所附之 作月たり減小目出度  
明君所目〜〜〜 古出多梨

*[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]*

明君享保録卷之三

竹姫君松河年録之 作出の事

竹姫君松河事ハ

文昭公の所息女小〜

昭廟の所代小一旦所縁結之 作出の如未所入無之〜内

先方不幸之并其後所再縁産 作出も幸〜も〜や也一生

所嫁小〜〜せらき〜ふ〜口〜〜〜き〜〜

統々よ享保小

吉宗公より天下所政道所袖の下よりある時所打成  
姫君の此事あり〜〜〜〜〜と孤独ハ天下の嘉氏  
ありと重く〜〜〜〜〜一夜所縁結ハ云



作はり事とも山入樂と云く山枕をかこくものなりや小い  
らに施す山再縁と申すも其縁は山貞女の心を破  
りやまとい石平万天下の人女の道不あるはれやまは  
具羅い

吉宗文と申す山進めを提中して作娘君を薩州の大吉  
相平さつすまのち家嫡大隅と云く山嫁姻云 作はりか  
所入樂を提りり事なり山女と云く山仁制の行と云く  
事なり物又 所代始山復約云 作はりかも云く  
嫁衣の親式も蛤吸あふ秋不云く山書付出りり人云  
公あふものもあがりきとも蛤吸物と婚姻の法云く  
事ハ山書付出りり事なり武家者云く和云く

子細ハ蛤と申すもの三千世界をたつねも亦具いある  
ものことワヤ其具と合するハ外の事云くを座せぬ貞  
女あまふ海とぬ戒といふ事をぬまへて七のひら蛤吸  
おと云 作はりかを羅をなれと諸人云くを賞員云りり  
所は山書先代と稱り山仁徳の事

常憲公浅草寺親世言云云 咸山所山代山徒山書  
を持はりの親世言云山書山書と本堂賽せんおの  
うく上云く山書山書をぬき山書を仕座し山書右京左  
見山書山書山書と何進山書山書山書山書山書山書  
を説く山書山書山書山書山書山書山書山書山書山書  
いつと云 作はりか山書山書山書山書山書山書山書山書

さういふ毒面一居りりは時

憲廟の御座る入侍手迄の者此い〜方こそ若く後

き〜七もよの 上意小文〜は信政の御院を御先中

ま〜中〜きた 君はをゆる〜あらはに御不切腹い

〜一疏式御後迄 御座りりこそ是飛も〜物ま〜

若宗公御侍葛西御一 御成の御は信正御腰物御

持取御橋 御上御場際小〜御腰物御を〜

赤目大御換〜りりは信正御月御信政大御御手は八名御法

の御り中御も〜

御先代の御下〜切腹御治定たり〜御信も死支る〜

〜方御信若年御事御多御縁御座り〜御上御連

上御事御りれハ

若宗公上意小ハい〜も生信若腰物御座る〜たりを

御取の中〜り御見御〜御執事大御切の御御も御

〜んその御い〜りり〜と腰物御に御取〜御持いたり〜

御〜りり〜御りり〜御りり〜御りり〜御りり〜御りり〜

小い〜御りり〜御りり〜御りり〜御りり〜御りり〜御りり〜

大夜の

明君の御仁御中〜御りり〜御りり〜御りり〜御りり〜御りり〜

今御信御御の御りり〜御りり〜御りり〜御りり〜御りり〜御りり〜

〜御りり〜御りり〜御りり〜御りり〜御りり〜御りり〜御りり〜

御事御例の御事御事〜 上意の御事

武年のことありし何と申す

吉宗公御不例小治りせぬひらる友所醫所法を法眼  
大不治をんお勅せたり所老申方ふもあま通る小く  
案本日教も通る候は口を収ま提の御事

君の上念は世に百練の外念事お進の道にいと  
御意を提り申し所老申は提へ何れも仕事(念事  
の進せぬは)いと申すもいと申すも中時(口醫所  
中りる)先世と云ふも命に念よりいと申す(一は)  
法提成候と候しりり

吉宗公御笑ひお托いや左様におあるは余念ふ  
何れといふも念事と申すもの(不)甲乙あるもの

時を遠く候は不足なり定念ふしと申す  
人間の養生能く申すれ道に候は初めを破るは是  
ある時、其の事必定たり(不)不及ある事いと申す  
それをし候命に念よりいと其念と申す(不)申す  
ある事いと申す平生あり(不)候は(不)申す  
能く候はいと申す(不)申す(不)申す  
上念を提へ(不)申す(不)申す(不)申す  
命に念よりいと申す(不)申す(不)申す(不)申す  
申すあり

諸候候下は 作候事

ありと申す



と云ふる難をよと云ふ我を人のたふあふ天下  
乃たなまひの心と其天道に礼儀小徳くこと  
抗ふ大名の供を刻者い切に控ふことなめりて  
高し不慮のこりこり  
明君上之を提り

明君所禮儀つよき事  
吉宗公諸事所礼儀後後海ふせめひ只  
東照宮を以る教の此事明君海の外之毎月十七日  
紅葉山 所集諸十官夕七時辰腹襟正改ふせられ  
所在之間山もくも木をも形もくもき所を腹襟もくも  
きめひ物又夜中所刻流所小此小細く所おひ

立提夜更のす

東照宮所一世の所式徳所合戦の口物語或は遠州  
味方ヶ原口戦小牧長久手長篠姉川等の所利運家  
上の所叙を立提くことこれ求を成さむ事多かり  
てこと正文九月十六日於更あり是れいつこの子細なるを  
賢意をとうりひきもよ事大所森入立提くこと内丹  
法降の所心もち等閑ありんむのりす所り  
越くは法このよりまのそこと正文二年當所の  
大綱云家治公所誕生立提の所也夜前所老申方酒  
法元元年よりハ世友 所出生の 君若様  
竹千代君と所名所て流のよりとらる小

吉宗公上意不<sub>レ</sub>中も 竹千代丸と名附ふは得共  
東照宮系

大猷公の御幼名を何ともおそれ多く幸ねはるを  
其儀よ及ひかゝと再三御辞張を提へて井仔  
掃屋に酒井雅楽次相平左近將監とて中よ上り  
竹千代君と御名を立進せ御小西丸お幸の一方に忠常乃  
爺に賜帯と  
吉宗公より立進の事後南河の 万次御君に御書  
た御つゝと浪人者の女に賜ふやとてあひ出御も履  
帯と

吉宗公より立進の事小西丸申方を以 西丸に御願を提

此得共

吉宗公御書知不<sub>レ</sub>提いやとよけな立進の事  
年申ハ 御嫡孫と申かゝしに御是程あり  
御事いとの儀不<sub>レ</sub>及事一 廿八日御書又女儀も南  
何条の娘たりに御成儀とて悉くこれに御提い立提は  
きとの御事あり仁義に御つゝよ

御君よふおいと御仕るんと御先申方の御提  
るゝ御事と御事より立提をくして御提  
しるゝ酒井雅楽次を  
御君よ為 古御内意を提らるゝ 亦千代君の御母堂  
御事御よりはたし 亦丸に御提の御御提は御事

玄進路小正方甲九括らつお草の方祿くこととそ  
去建、安受、山、鹿、鹿、とく、承り、侍、女、の、な、り、く  
ま、の、上、意、小、正、方、括、お、成、り、と、國、山、根  
る、男、の、家、不、祿、く、この、女、も、く、陽、治、世、の、馬、助、云  
何、ふ、身、も、あ、り、く、く、く、ぬ、難、有、り、と、く、く、く、

*[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]*

明君享保祿卷之四

有徳公所詠歌之辨

享保元年 正徳六年改元 五月

將軍宣下之捷、和又月下旬、國より、夏成、伊年、貞  
上納、皆、所、詠、方、と、り

公方、極、上、中、上、の、所、定、例、之、世、節、と

吉宗公、山、は、右、を、段、迄、為、用、右、河、の、か、く、も、山、派、を  
山、神、の、め、く、と、せ、あ、ひ、上、意、正、捷、く、我、身、不、肖、く、

天下を治むの任、は、成、り、く、く、く、一、条、の、万、民、性、樂、乃  
をも、出、す、に、知、却、る、民、百、姓、の、負、を、傳、へ、る、事、本、意、不  
ら、ま、る、と、上、意、く、く、く、出、す、可、く、く、く、山、派、を、却、く、意

すも事くも聖賢のよきとせむるはと云  
作ける一首の法詠歌あり

又つぎ一國の目的のひそきめをわめ民を安んずるに  
けし詠歌よきよと仁者の徳あらはれらうとけ  
玉の目とり文字 將軍家の任槐あり法詠歌の  
手にあそび書しめりまたきいとのや

天智天皇の我らも手にあそび書す所の御詠

文徳帝のよきよるふのゆりてんれいのを詠せむ  
とむ勢のあはれと詠むは事とおも

御せと代あり 公俊の金冠すのゆりてんれいの用金減り  
しりりはと詠ふ

常憲公

文昭公所代ふてはは天竺くは考つよき  
小山金減かーける

吉宗公所代ふては事とゆあるは  
かゝる唯今ふも何れ非常の愛あらはれ何そん  
万民をよきよせめふとふとふは山心骨  
万事山奢移を留めせめひは僕約をよきと  
かゝる民をよきよせめふとふとふは山心骨  
ゆきよきよせめひは僕約の山改をよきと  
咽着とよきよせめふとふとふは山心骨  
上意ふは秋世の申の事をよきとふ幸の若き



の如却る民のそ〜〜里をゆるる若〜〜

付付の信縁歎あり。

世の中をあるせん〜〜中〜〜か〜〜若〜〜

と〜〜と〜〜や〜〜ま〜〜ひの〜〜あ〜〜

〜〜あり〜〜と〜〜い〜〜と〜〜時田宗徳川在藩の智宗尹々

の信縁中から籬をうの信縁に接い〜〜

玄提ゆ〜〜

吉宗公御画に枇杷の花盛うと玄提は懐い

枇杷〜〜ひ〜〜も〜〜お〜〜あ〜〜

〜〜節多〜〜あ〜〜ま〜〜あ〜〜ま〜〜も〜〜

〜〜の〜〜信縁あり〜〜也〜〜徳行記〜〜

〜〜の〜〜先〜〜あ〜〜後

おもあ〜〜と〜〜と〜〜と〜〜と〜〜

玄提小信徳行を〜〜たい

信ら再記は且又田宗徳川在藩中

吉宗公御之回志の信縁画懐を信縁と〜〜

〜〜信縁は宗尹々の信縁中〜〜

〜〜中〜〜も〜〜中〜〜の〜〜歌を〜〜

〜〜入〜〜れ〜〜た〜〜再〜〜記〜〜と〜〜

〜〜名君所同〜〜の〜〜山〜〜役人〜〜

〜〜古〜〜語〜〜小〜〜ま〜〜ま〜〜と〜〜

〜〜少〜〜の〜〜信縁あり〜〜と〜〜

〜〜隠〜〜れ〜〜た〜〜歌〜〜事〜〜

〜〜あ〜〜る〜〜と〜〜

吉宗公天下の讓位の後ふるもなりし所先申去屋  
相模守を言 石出く 上言を越ふるにせり事ハ  
憲廟の所代先申藏言 作月一事もあやほらあり  
忠貞美ひあり能く 上の非を記し、陳軍や義  
志元福十は海世内近以長親の仕仕並の義法よるる  
とく 上を不忍許云其意量等困るゝぬは  
憲廟言を用ひのりそり時ふ不念ふ事といふ  
去れ相續

文廟も先申お初れり相續  
有章公所代より當代もそ御言吳愛神換政後頼ひ  
稀ありとて傳へば武臣為稱り多廟子はとも

いそんそと先書の手ちまひ白後 殿申ふに屋愛  
のそ人を杖さそあははとて 且又實申は政中をさ  
アそり前ふそも頭巾ぬくそりとの雅有  
と念少て別侍手つゝ宗編緬の正政中旭をさ  
こく杖をさそりう旭の杖といつゝ古実少て旭と  
いふ言ハおよむせはさるる高ゆ一筆先する人ハ念  
よむせやさそりもの所そ雅あきやう少く旭をたす  
こける事とに保とや云ハ去屋もそそ越承り真  
加五極雅有雅忠勤を勵むるを交長十九年小  
駿州より

大所所

家康公の寵信専多依後之旨免の仕振りも其由  
 小てお初御免を輕くすりかや早く仕振の親様あり  
 大岡越前守忠相正徳年中未忠右衛門とて山田奉行  
 たりしと云係元 所代をたらしむるに諸役人仕役  
 習手始大長忠右衛門を江戸所奉行に 仰付しとて  
 明君の御代に役智乃始之新書もを殿より所了大岡  
 忠右衛門といひる人、尚附永田馬場の大長右衛門と  
 いふに番頭の取しとすこと 尚附若年寺島樞の御意  
大長忠右衛門は所了 大長右衛門と  
 此番初よりしり山田利小と松坂領負ありとて所了  
 山田より所了と成その後山田松坂小橋論有る多年  
 不お止ぬく先奉行も預ひしより此をともす所小

さいわんを事しは山田利小と松坂領負ありとて所了  
 小棚の時に松坂に紀伊殿に領ありとて紀伊より所了  
 西の山田より所了とて所了とて紀伊殿を所了  
 松坂を所了とて所了とて山田を所了とて松坂に  
 ありしとて所了とて所了とて奉行の替り目とて山田論  
 ありとて所了とて所了とて奉行とて所了とて所了  
 近うある方の争論を事出ると一日の申に忠相は所了  
 たりしとて所了とて所了とて所了とて所了とて所了  
 そ松坂方の申も所了とて所了とて所了とて所了とて所了  
 をのりて所了とて所了とて所了とて所了とて所了と  
 所了とて所了とて所了とて所了とて所了とて所了と  
 所了とて所了とて所了とて所了とて所了とて所了と

とて既名三ノ赤首小中甘ぬ一は人々大岡の繁さ成  
仕方と吉宗といふ事と

吉宗公は能くその節紀別しては為す捷大長つゆ成  
事と感しやせぬひまもあつた

所代あり一古く忠相の子里の志量ある事  
山岡地の所奉行と云はれり

分の百姓を仕せし奉行を恨み思ふ事  
くくくは美を用ひり

あつてもありのふさく奉存する高時の  
將軍

家重公未くは細少く  
長福様と云ふ事

紀別

吉宗公と清一不 西元は移す捷

大納言様は成しせぬ事あり

吉宗公の思ふ事凡そ若手若子は山岡者の長をお  
勤るは智役こそ第一の節白糸の條り安さあり  
よき人傍よき時、自死をそ風不極りはし  
事一人情のつひあり

大猷公

叢有公の所知があつた世たわも人傳達戒を起し  
人多き人の申さぬ事あり人ひよき事人  
所伝教の事あり

大納言様御沙附の先申に安ら御馬守を云 作付たり  
世勤川の天性篤實の忠義者の人ごともやそ上風雅  
の達人ふく御俗の上ごともや能く世よふく人の知て  
の表徳を冠里丈にやうり

御馬守やこそも人の子様ひらひ

は向世もふく二三年の童児も知る高田園圃の家の子  
乃もと僕をきてけうくくく向御の勤水の骨を賜る  
もこそ又人の子といふもやうとひひめめ冠里丈の  
は名向の元或年正月九日

大納言様御勤者を云 下上御打ち御勤者御二百所席  
をいひせよの 上之の下のよりとて向ひらひ

えとや位も名とある御勤者の那

あかいたくし事いさし御感るく人々を賞状  
しんせとあり御又

大納言様御長崎の遠目の子と口御勤者御提らく  
甚く御勤者御提らくあくせめひらひ

御勤者を云 上之御勤者の御勤もそとんて

馬守御勤者をとりえく遠方の御勤者御勤者  
く御勤者を御勤者御勤者御勤者御勤者御勤者

人の衣服御勤者御勤者御勤者御勤者御勤者御勤者  
はく御勤者御勤者御勤者御勤者御勤者御勤者御勤者



揚小細町の云々系々落一綱を志め綱の中らりともや  
人々我をおり〜といふ豆腐を食す〜時小  
上言我らるいふ釣の豆腐は上る白川大豆といふ〜  
形り見せし〜 上言三月製せしものよ豆腐ありけれ  
い〜〜〜白川の大豆腐あり〜中らり〜の事小言  
不思役多うり相州三浦の所代官野山彦つ〜  
赤六〜 上言我らる〜の綱を白用あり〜  
奇は〜と云 古とあり〜の知りあり〜  
程を白布寄禱國山代友は云 作月古民は種を白布寄  
詠前ははく〜せり〜のわら〜  
別するあり〜と云を〜〜夜はおろ〜林胡教事大言

信亮よ云命たるはいも切能書用板を〜人々を喰  
其他何事をも〜せあり〜人々を喰  
を教〜て今も〜世上〜  
食の如く成世上の〜  
明君の如く徳のよ〜  
〜  
人々を口布小作り砂糖を〜  
の如事〜林を〜山を〜海を〜  
小重代を〜河の圖を出〜  
〜  
明君の所代あり〜中程在る〜  
桃林を植せあり〜

今昔の事 中野桃屋とて万代を慕はる

明君の賢直を慕はるる人の目を収りし人松山の場合  
可きせんとの事ありていふに桃屋の徳をほけり  
人といはるる義を慕はるる人松山に義を慕はる  
玄徳関羽張飛の貞節のいふに桃屋の徳を慕はる  
との事ありていふに桃屋の徳を慕はる  
との事ありていふに桃屋の徳を慕はる

明君の賢直を慕はるる人の目を収りし人松山の場合  
可きせんとの事ありていふに桃屋の徳をほけり  
人といはるる義を慕はるる人松山に義を慕はる  
玄徳関羽張飛の貞節のいふに桃屋の徳を慕はる  
との事ありていふに桃屋の徳を慕はる  
との事ありていふに桃屋の徳を慕はる

世の中乃の事ありていふに桃屋の徳を慕はる  
初徳の事ありていふに桃屋の徳を慕はる

縁なれは 所代にもふらるる再記せし事ある人

ふらるる事ありていふに桃屋の徳を慕はる

あゝの神垣を 所代にもふらるる再記せし事ある人

来由来由の事ありていふに桃屋の徳を慕はる

ひ小善信方の役小山金太郎の事ありていふに桃屋の徳を慕はる

存するに 所代にもふらるる再記せし事ある人

明君の上を慕はるる事ありていふに桃屋の徳を慕はる

ねもとの事ありていふに桃屋の徳を慕はる

手方付きとの事ありていふに桃屋の徳を慕はる

所代にもふらるる再記せし事ありていふに桃屋の徳を慕はる

不動丈繩を持する事ありていふに桃屋の徳を慕はる



蕨穂を打ちたる法もきとも一向自到する事ゆゑ  
皆成すれい 上意は其方にい何法と云物の仕方  
存せしとていへり 拾遺ありとていへり  
吉宗公法もつゝ 結ぶせり 前入是つてせし  
何れ小山南面して 近く今在傳つし事後同  
心して事をも致はれし 昔遠慮せし事とていへり  
百一 小山南面 百姓六の手前 困窮せたる時と  
能くいれし 玉極法 様は克  
還所を擡りて 石と云ふ 事いふべき世の  
明君ありとていへり

人々を悪くせしむる者のいふのいふせぬん

御賢徳を妙に事

陽田川曲下 山麓野の岸 牛の馬前と云流 入御殿を  
善く 上意を擡繪馬つゝ 上意をよみて 誹諧  
家句の書付るゝ 核額をいふ 性流に後を  
御賢を擡物く 面白くとも多しとていへり 御意を擡  
い何れ向の誹諧好きの 何れ常上りるい 是にいづきも  
江戸の上り名題の者のいへり 奉納せし句もいへり  
面白く 中在りし 申すも 素丸とていへり 山車系あり  
小十人お執り 長谷川半左衛門とて 申すも 今もいへり  
み出の長水と 申すも 申すも 申すも 申すも 申すも  
よもいへり 御持心とていへり ついていへり 誹諧の事

のきよにきりく素丸長水と申すなりやう  
此例元ナレありき事ハ  
咽君は被る人を取持とんてつり我をを養ふは  
祢詣すの外に信り風儀を失らんと思ひけりや  
くも所賢系をたしやうとて儀に知れぬ事系者も  
は何や本名とてきりしせに素丸長水と信る  
き表徳をけりるやとて上に素丸長水と信る  
名をきりし柏庭調子故といふ者ハ何ものや少  
少舟の付此例元ナレホハ不存とて申す事その所  
以也ハ 還所之柏庭ハ市川調子新村故ハ中村と  
芝居仕切場のものこと事と月鏡にありき事系の

者祢詣とるハ不存と 上なき事大何と申す  
ふたれ不存とある事ハ 人も北面になき事とて是人の  
養ふ小のふせぬ

明君之又或付四月中旬の事ありしつり文田延命寺に  
所成之而上板橋通り 江戸の島吉地の所代有某村  
者大徳の不出 所目見や上なるに口依の中信系事系  
奏者中上り此ハ所習習統の内あり 上なき事系に  
者も所なるりわりの天氣より一入あり柏庭等とて  
出来いしありし 所意を提りし某村ハ所習習統  
法いし中上なるいしりも當年ハ某代長とていし  
近き事ハ是とてきりき豊年とて申す事とていし

君長、所被嫌、こゝろ〜百姓大驚〜悦ん

上之、山越言、つゝ〜をた〜の〜悦ひす、

山言、子ま、山新ひ、糧、その、る、支配の、外、隣、

も、麦、に、能、や、の、山、舟、よ、る、山、高、年、に、何、方、

あ、お、か、の、國、の、豊、年、よ、山、在、り、中、上、

君、所、悦、在、の、所、莊、款、よ、る、大、山、の、い、も、あ、中、者、

と、山、山、山、山、山、山、山、山、山、山、山、山、

所、前、之、首、尾、と、山、山、山、山、山、山、山、山、

い、あ、り、の、山、山、山、山、山、山、山、山、山、山、

子、を、山、山、山、山、山、山、山、山、山、山、

上、山、山、山、山、山、山、山、山、山、山、

首尾、と、山、山、山、山、山、山、山、山、山、山、

年、貢、取、立、不、得、的、甚、い、麦、化、不、出、来、小、

と、山、山、山、山、山、山、山、山、山、山、

これ、山、山、山、山、山、山、山、山、山、山、

け、山、山、山、山、山、山、山、山、山、山、

何、山、山、山、山、山、山、山、山、山、山、

君、山、山、山、山、山、山、山、山、山、山、

山、山、山、山、山、山、山、山、山、山、

山、山、山、山、山、山、山、山、山、山、

山、山、山、山、山、山、山、山、山、山、

山、山、山、山、山、山、山、山、山、山、

うらうられい夜太清のま一云の通言なく語うり何り  
居るうける友をいせんうれく宛中相平左内將監  
宗是の中より西光申方ふも物く又い素表の事ある  
云上代士の何るはし事こと清の外に友何れをせよ  
上代に達し所接縁次身仕立つ中付とみそく左神尾  
美穂も宗村を呼ひ西光申方う指くには作分うへ  
怪くた切腹とお見してうそかくこと立較よと幸後  
に及右清の味小百年然とららんをまらりやうあま  
あうりまかかくては先申其旨  
吉宗云ん事申上るるに及右清の素表之辰石洞法を極と  
云上の付

明君と云いやく石洞法もあはれむ方あり素のん  
まゝして齋堂示出ありあれい素作無愛といも我必  
氣を何れもむ祿をいれんその白乃願を先らん  
と修まらぬせし某らんをゆる一云ゆ小ありの由は  
よりしとて事申せし一云素は宗村の素量の積  
まゝを其節もあはれん道れた丈夫のまゝ  
素作の事、素殿中にあらんよ障のつらきも齋堂  
先ふまはやく一時の挨拶ありまの宗村は方の心を  
めんとすといひしよといひしハ等閑の者の及ふ  
所もあはれしとて一云齋堂とせよとの  
と云も其黄金附後ホを以載しとせしこそ石洞法

能くまは

明若く人の心は  
賢徳多きを愛する

*[Faint, illegible handwritten text in cursive script]*

